

与那国町における新型コロナウイルス感染症への対応について（第20報）

町民の皆様、関係者の皆様には、平素より新型コロナウイルス感染予防対策に、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

国による緊急事態が令和3年9月30日（木）をもって終了することが決定されましたが、沖縄県においては緊急事態措置終了後の期間を「経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間」とし、令和3年10月1日から31日までの沖縄県対応方針を策定し、広く県民・事業者に対処方針の実施をお願いしております。

については、本町においても新たな感染者の発生を防止するために、沖縄県の対応方針を町民・事業者・来島者へ周知し引き続き感染防止対策に取り組むことといたします。

本町においては令和3年9月2日以降、新たな感染者が発生しておりません。今後も町民・事業者・関係機関・行政一丸となって、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努め、経済活動が一日でも早く再開できるようご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

令和3年9月30日

与那国町長 糸数 健一

〈経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間（沖縄県対応方針）の概要〉

県民の皆様への要請

外出及び移動に関する要請

- ・都道府県間の往来について、必要性をよく検討すること。
出発前には、**ワクチン接種の完了又はPCR等検査**を受検すること。
- ・離島への往来については、来島自粛を求めている離島との往来は自粛すること。その他の離島についても往来については必要性をよく検討すること。また、**ワクチン接種の完了又は事前のPCR等検査の受検**を推奨。

特にお願いしたい事

- ・12歳以上の方は、感染諸対策の切り札であるワクチンの接種をお願いします。
- ・ワクチン2回接種した方でも感染のリスクはあります。マスク着用手洗い等の感染対策を続けてください。

会食（飲食）に関する要請

- ・会食は、4人以下・2時間以内で行うこと、できるだけ同居家族やいつも一緒にいる方と。

※4人以下、3密を避ける、2時間以内、1次会で帰ろう

休業・時短の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えて下さい。

・路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えて下さい。

- ・会食は、同居家族等と少人数かつ短時間で実施、感染防止対策が徹底されていない飲食店の利用を避けること。

感染防止対策の徹底

- ・体調不良時は、日中はクリニック等かかりつけ医を受診、発熱時は県コールセンターを利用して下さい。（☎098-866-2129）
- ・基本的な感染対策の徹底【マスクの着用、小まめな手洗い、換気の徹底】

来訪者（沖縄県への来訪を検討している）皆様へ

- ・来県前には、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。体調不良の際には来県中止または延期をお願いします。
- ・来県前には、**ワクチン接種を完了するかPCR等検査で陰性を事前に確認**ください。
- ・沖縄滞在中に体調不良や発熱があった場合は、旅行者専用相談センター沖縄にご相談ください。【「TACO」電話098-840-1677 運営時間8:00~21:00 年中無休】

飲食店等への要請

- ・営業時間短縮等の協力要請

※その他の詳細について別途データをご参照ください。

※与那国町独自の対処方針は設定しておりません。